

# 滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例 概要

## これまでの経過

- ◆滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例検討過程における滋賀県社会福祉審議会の答申（平成30年6月5日）  
「手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の必要性について、全県的な議論を早急にしていくことが望まれる」
- ◆手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討
  - ・条例検討小委員会（平成31年3月～令和3年3月、計8回）
  - ・滋賀県障害者施策推進協議会（令和3年5月～令和4年3月、計4回）の結論  
「1. 多数意見に基づいて、一体型条例案の作成を進めるものとするが、手話の言語性など、少数意見の内容についても、一体型条例にどこまで盛り込めるか専門部会で検討を行う。  
2. 一体型の条例施行後、同条例に基づく取組の成果や課題を見極めて、なお手話言語条例を別で定めが必要か否かも含め、一定期間経過後、見直しの検討を行う。」

- ◆検討過程における状況変化
  - ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行（令和4年5月）
  - ・障害者権利条約対照審査（令和4年8月）

- ◆条例検討専門部会（令和4年6月～令和5年6月、計4回）
  - ・手話言語や情報コミュニケーションに関する条例について検討

## 前文

- 私たちは、平成31年に滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例を制定し、県民の共感と連帯、そして協働による共生社会の実現を決意した。
- 他者への共感や様々な人々との連帯および協働は、障害の有無にかかわらず、自分の考えや意見を伝え合い、相互に信頼を深め、感情を理解していく中で生まれてくるものであり、その意味において、障害者自らが情報を十分に取得し、その情報をもとに意思の決定や意見の表明を行うこと、また、他者との意思疎通を不便なく図ることができる環境を整えることは、障害者が社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加することを促すだけでなく、共生社会をより豊かなものにしていくためにも必要不可欠である。
- 我が国では、教育の場において読み書きと発声を用いた口話法による教育を進めた際に、ろう者の言語である手話の使用が制約されたという過去があり、また、今日においても、社会における理解や配慮の不十分さのために、情報の取得や利用、意思疎通の場面で、障害者が困難を感じることが依然としてある。
- 私たちは、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、能動的に参画できる共生社会の実現に向け、障害者がこれまでに経験し、また今日においても相対する意思疎通等における困難を認識するとともに、手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等を促進することを決意し、この条例を制定する。

## I. 基本的事項（第1条～第3条）

### 目的

この条例は、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第24条の規定の趣旨にのっとり、手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通ならびに情報の取得および利用（以下「障害の特性に応じた意思疎通等」という。）の促進について基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、障害の特性に応じた意思疎通等を促進し、もって全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

### 定義

- 障害の特性に応じた言語その他の手段  
手話、筆談、点字、拡大文字、手書き文字（手のひらに指先等で文字を書き伝える方法をいう。）、触手話、指点字、平易な言葉、実物または絵図の提示または手渡し、身振り、手話通訳、要約筆記、点訳、音訳、代読、代筆、盲ろう者向け通訳、字幕、代用音声（咽頭摘出により失われた发声機能に代えて器具等により音声を発する方法をいう。）、文字盤、重度障害者用意思伝達装置（指先、眼球等の動きで機器を操作することにより文字または音声で意思を伝達する装置をいう。）その他の意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段
- 障害者 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第2条第1号（※）に規定する障害者  
※ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害および社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

### 基本理念

- 障害の特性に応じた意思疎通等の促進は、  
1 障害者が自らの意思によって行う障害の特性に応じた言語その他の手段による意思の表示が重要であるとの認識の下に、  
2 手話は独自の体系を有する言語であって、ろう者が心豊かな日常生活および社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的な所産であることについての理解が深まるよう、  
3 障害者でない者による円滑な意思疎通ならびに情報の十分な取得および利用にも資するものであるとの認識の下に、行われなければならない。

## II 県の責務および県民等の責務（第4条、第5条）

- 県の責務
  - 基本理念にのっとり、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとする。
  - 障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町および県民等（県民、障害者関係団体その他の関係者および事業者をいう。以下同じ。）と連携し、および協力するものとする。
- 県民等の責務
  - 基本理念にのっとり、障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めるとともに、県が実施する障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策に協力しなければならない。

## IV 障害者等による啓発等（第14条）

- 障害者等は、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めることができるように、それぞれの立場において、障害の特性に応じた言語その他の手段に関する啓発に努めなければならない。
- 障害者関係団体等は、それぞれの立場において、県民等が障害の特性に応じた言語その他の手段を利用することができるよう障害の特性に応じた言語その他の手段を利用することを学ぶ機会の確保に努めるとともに、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができるよう環境の整備に努めなければならない。

## V 事業者による環境の整備（第15条）

- 事業者は、次に掲げる場合において、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができるための合理的配慮（滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第2条第4号に規定する合理的配慮をいう。）を的確に行うため、環境の整備に努めなければならない。
  - ・ 障害者に対し商品を販売するとき。
  - ・ 障害者に対し医療、保健、福祉、文化芸術活動、スポーツ等に係るサービスを提供するとき。
  - ・ 障害者を雇用するとき。

## VI 学校等の設置者による啓発等（第16条）

- 学校等の設置者は、当該学校等の学生等に対し、当該学校等の学生等が障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めることができるように、障害の特性に応じた言語その他の手段に関する啓発およびこれらを学ぶ機会の確保に努めなければならない。
- 学校等の設置者は、当該学校等の学生等およびその保護者からの当該学校等における障害の特性に応じた言語その他の手段の利用に関する相談に応ずることができるように、必要な相談体制の整備に努めなければならない。
- 学校等の設置者は、当該学校等の職員の障害の特性に応じた言語その他の手段に関する知識および技能の向上のため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 見直し規定

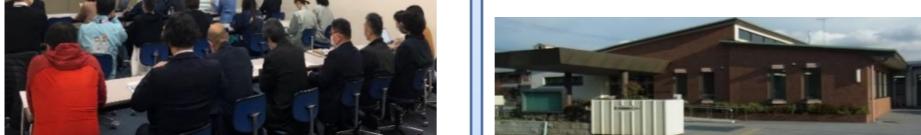
- 施行後3年を目途として、施行状況および手話に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 検討に当たっては、滋賀県障害者施策推進協議会の意見を聴くものとする。

### ■ 人材の確保等

- 障害の特性に応じた意思疎通等を支援する者の確保、養成および資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。  
【例：意思疎通等支援者の派遣】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
手話通訳者	4,845	5,697	5,495
要約筆記者	172	158	219
盲ろう者向け通訳・介助者	1,273	1,685	2,196
合計	6,290	7,540	7,910

【例：視覚障害者センター】



対象者	支援者	令和4年度	
		養成者数	登録者数
聴覚障害者	手話通訳者	3	138
	要約筆記者	3	74
盲ろう者	盲ろう者向け通訳・介助者	14	118
視覚障害者	点訳ボランティア	13	182
	音訳ボランティア	21	181
失語症者	失語症者向け意思疎通支援者	8	8

### ■ 県民等の取組に対する支援

- 県民等が行う取組に対して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

### ■ 調査研究の推進等

- 障害の特性に応じた意思疎通等の促進のために必要な調査および研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

### ■ 実施状況の報告等

- 毎年度、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の実施状況を滋賀県障害者施策推進協議会に報告し、その意見を聴くものとする。

### ■ 財政上の措置（第17条）

- 施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。